



晴れやかな秋風が広がる季節となりました。
皆様におかれましては、ますますのご活躍、何よりと存じます。
お体にご留意されて、実りの秋を存分にご満喫ください。



10月の税務

12日(月)

- ・9月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

11月2日(月)

- ・8月決算法人の申告と納税
- ・2月決算法人の中間申告と納税
- ・2月、5月、11月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料納付



令和8年度 最低賃金改定の目安について

厚生労働省より、今年度の地域別最低賃金改定の目安について
答申が取りまとめられました。今回は大阪と京都と兵庫に着目して記載します。

大阪府：1,231円(+54円)
京都府：1,180円(+58円)
兵庫県：1,172円(+56円)

改定は**10月から都道府県ごとに随時変更**になりますので、従業員への周知と、
給与計算システムの改修など、早めの準備を心がけましょう。
詳細な改定額については、厚生労働省や各都道府県労働局の情報を
こまめに確認してください。

更に詳しい情報を知りたい方や、他の都道府県の情報が知りたい方は
厚生労働省のページをご確認ください。

通勤手当の「非課税限度額」 令和8年4月の改正ポイント

令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当より、マイカー等通勤者を中心に非課税限度額の見直しが行われました。実務上の影響が大きい以下の2点をご確認ください。

1. 駐車場代等の「非課税枠（月最大5,000円）」が新設！

マイカーや自転車等で通勤し、一定の駐車場・駐輪場等を利用している場合、従来の距離別非課税枠に「月最大5,000円」を加算できるようになりました。

適用条件：勤務先や最寄り駅・バス停などの周辺にある駐車場等を利用し、その料金を負担していること（※自宅近くの駐車場は対象外）。

計算例（片道20km・駅近くの月極駐車場6,000円を利用する場合）：

- ・従来：距離枠 12,900円 のみ非課税
- ・改正後：距離枠 12,900円 + 駐車场上限 5,000円 = 17,900円まで非課税

2. 長距離通勤者（片道65km以上）の非課税限度額が引き上げ

これまで片道55km以上が一律38,700円（上限）でしたが、片道65km以上の区分が細分化され、上限が最大月額 66,400円まで引き上げられました。



Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！



URANOKAIKEI

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。

紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします！

※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。